

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)。
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可。

目 次

◆条例

- 風俗営業取締法施行条例の全部改正
- 警察保安関係許可手数料条例の一部改正
- 鳥取県職員定数条例の一部改正
- 鳥取県部局設置条例の一部改正
- 鳥取県地方事務所設置に関する条例の一部改正
- 鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例
- 鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例
- 鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部改正
- 鳥取県種牡畜検査条例の一部改正

条 例

鳥取県条例第三号

風俗営業取締法施行条例

風俗営業取締法施行条例(昭和二十三年八月鳥取県条例第五十五号)の全部を次のように改正する。

第一章 通 則

(営業の種別)

第一条 風俗営業取締法(昭和二十三年法律第百二十二号以下「法」という。)第一条各号の営業は、その営業内容により次のとおり区分する。

一 法第一条第一号に属する営業

イ 料理店

主として和風設備の客席で、婦女が接待をし又は芸妓、その他の遊芸人を招致し若しくはあつ旋して、客に遊興又は飲食させるもの

ロ カフェ

風俗営業取締法施行条例をここに公布する。

昭和三十年三月二十八日

鳥取県知事 遠藤

茂

ハ 待合

主として洋風設備の客席で、婦女が接待をして客に飲食させるもの

- 調理施設をもたないで、客に席を貸し客のもとめに応じ飲食物をあつ、旅し婦女が接待をして遊興させるもの
- 二 飲食店
- 前各号に該当しない比較的小規模の開放的客席で、婦女が接待をして客に飲食させるもの
- 二 法第一条第二号に属する営業
- 一 バンド又はホールを設備して、客にダンスをさせ、婦女等が接待をして客に飲食させるもの
- ロ ダンスホール
- ホールを設備して客にダンスをさせるもの
- ハ ダンス教授所
- ダンス教師の指導により客にダンスをさせるもの
- 三 法第一条第三号に属する営業
- イ 遊技場
- 玉突場、まあじやん屋、射的場、ぱちんこ屋その他設備を設け主として十八才以上の者を対象として

て射こう、心をそそる處のある遊技をさせるもの
主として十八才未満の者を対象として射こう、心をそそる處のある遊戯をさせるもの

ロ 遊戯所

(書類の提出)

第二条 法並びにこの条例に基き公安委員会に対して行う許可申請又は届出は、すべて営業所々在地の所轄警察署を経由しなければならない。

2 前項の許可申請又は届出にあたりその者が未成年者又は禁治産者であるときは法定代理人、準禁治産者であるときは保佐人の連署を要する。
第三条 営業者が自ら営業所を管理することができないときは、管理者を定めなければならない。

第二章 営業の許可及び届出

(許可の申請)

第四条 法第二条第一項の規定による営業許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した正副二通の

- 申請書を公安委員会に提出しなければならない。
- 一 営業者の本籍、住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称事務所の所在地、代表者の住所、氏名及び生年月日並びに定款の写）
- 二 管理者を置くときは、その者の本籍、住所、氏名及び生年月日
- 三 営業所の所在地
- 四 営業の種別（遊技場又は遊戯所にあつては、その種類及び方法並びに料金の徴収方法を附記すること。）

三号に規定する営業の許可是、玉突場及びまあじやん屋については三月ごとに、ぱちんこ屋、射的場その他の営業については一月ごとに、それぞれ更新を受けなければその効力を失う。

（許可更新の手続）

第六条 前条の規定により当該営業について許可の更新を受けようとするときは、有効期間満了七日前までに許可更新申請書を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の許可更新申請書には、営業者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）営業種別並びに許可の年月日及び番号を記載し、現に当該営業者にその納付し又は納入すべき娯楽施設利用税がない場合を除く外、娯楽施設利用税を納付し又は納入したこととを証する書類又は滞納に係る娯楽施設利用税について徴収猶予滞納処分の執行の猶予若しくは滞納処分の執行の停止を認めたことを証する書類若しくは次条第二号に該当する理
- 第五条 法第二条第三項の定めるところにより第一条第（許可更新）

由によるものであることを証する知事の證明書を添えなければならない。

(許可更新の禁止除外事由)

第七条 公安委員会は、法第二条第三項の規定による許可の更新を求められた者に滞納に係る娯楽施設利用税があるときは、当該娯楽施設利用税の滞納が次の各号の一に掲げる理由による場合を除いては、その許可を更新しないものとする。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十六条の二第一項の規定による徴収猶予又は滞納处分の執行の猶予若しくは滞納処分の執行の停止を受けていること。

(許可事項の変更手続)

第八条 第四条の手続によつて許可を受けた営業者(以下「営業者」という。)が営業所を移転しようとする

とき、又は管理者の変更、営業種別の変更(遊技場又は遊戯所にあつては遊技又は遊戯の種類、方法若しくは料金の徴収方法の変更を含む。)構造設備の増築、改築、変更等をしようとするときは、第四条の手続に準じて事前に公安委員会の許可を受けなければならない。

(届出事項)

第九条 第四条第一号(営業の承継を除く。)第六号、第七号又は第八号に掲げる事項の変更又は営業所々在地の番地名の改正があつたときは、五日以内に公安委員会に届け出なければならない。

第十条 営業者は、営業のため使用人を雇用しようとするときは、その者の本籍、住所、氏名及び生年月日をあらかじめ所轄警察署長に届け出なければならない。

2 前項の使用人を解雇したときは、五日以内に所轄警察署長に届け出なければならない。

(営業の承継)

第十一條 同居の親族で営業を承継しようとするときは、第四条の手続に準じ関係事項をそなえ前営業者の許可

証を添え双方連署して願い出て公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、双方連署することができない特別の事情があるときは、その理由を記載しなければならない。

(許可証の再交付)

第十二条 営業者は、許可証を亡失し又は破損したときは、その理由を明らかにし五日以内にその再交付を受けなければならない。

(廃業届)

第十三条 営業者が廃業したときは本人から、死亡したときは営業を承継する場合を除き同居の親族から、営業又は死亡後十日以内に許可証を添えて公安委員会に届け出なければならない。

(休業届)

第十四条 営業者は、一箇月以上休業しようとするとき

(人に対する許可制限)

第十六条 公安委員会は、営業の許可を受けようとする者が、次の各号の一に該当するときは、その許可をしてはならない。

一 わいせつ、姦いん、と博その他風俗に関する罪を犯して懲役の刑に処せられ、その執行を終り若しくは執行を受けることのなくなつた後二年を経過して

いなしきとき

二 わいせつ、姦いん、と博その他風俗に觸する罪を犯して罰金刑に処せられてから一年を経過していなしきとき

いとき

三 法第四条の規定により許可を取り消され当該処分の日から三年を経過していなしきとき

四 同居の親族若しくは法人の業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者があるとき

五 第一号から第三号までの一に該当する管理者を置くとき

(兼業の制限)

第十七条 公安委員会は、同一施設内において次の各号の一に該当する営業を兼ねるものは、許可してはならない。但し、キヤバレー又はダンスホールがダンス教授所を兼ねる場合はこの限りでない。

一 第一条各号の営業

二 旅館営業

三 浴場営業

(場所に対する許可制限)

第十八条 公安委員会は、営業の場所が次の各号の一に該当するときは、許可してはならない。

一 学校、病院、杜寺仏閣、教会その他特殊施設の敷地から百メートル以内の地域

二 住宅地域、公園及び緑地々域

三 その他善良な風俗保持上著しく支障があると認められる場所

(遊技及び遊戯所の許可制限)

第十九条 公安委員会は、遊技又は遊戯が次の各号の一に該当するものは、許可してはならない。

一 設備又は機具が危険の虞があるもの
二 設備機具又は方法が著しく射こう、心をそそる虞があるもの
三 客相互の行う遊技又は遊戯の結果に対して賞品を提供するもの

(公安委員会の認定)

第二十条 公安委員会は、第十七条から前条までの規定

に該当する場合においても許可に条件を附し、又は適當な施設を命することにより善良な風俗を害せず又は危険の虞がないと認めたときは、許可することができ

る。

(第四章 構造設備)

第二十一条 第一条の営業所は、次の各号の条件を備えなければならない。

一 営業所内は外部から見透しきれないよう設備すること。但し、遊技場及び遊戯所はこの限りでない。

二 善良な風俗をみだすような繪画、広告その他裝飾設備を設けないこと

三 客室の照明は一坪について十燭光以上の光度を有すること

四 客室の照明を害し又は見透しを妨げるような植木、衝立又は引幕、カーテン等を設けないこと

五 容用の浴室を設けないこと。但し、料理店にあつては一室専用のものでないときはこの限りでない。

(設備の基準)

第二十二条 第一条の営業所は、次の各号の条件を備えなければならない。

六 客室に就寝施設若しくは押入を設けないこと。但し、終業後同居の親族、同居人又は従業者の寝室として兼用するもので公安委員会が風俗上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(料理店待合の構造設備)

第二十三条 料理店及び待合の構造設備は、前条による外客室一室の面積は、概ね三坪以上としなければならない。

(カブエーの構造設備)

第二十四条 カブエーの構造設備は、第二十一条による外、次の各号の条件を備えなければならない。

一 客室一室の面積は、概ね五坪以上であること。但し、營業所の各室が互に見透しできる場合又は客室が一室であつて風俗保持の上に支障がないときは、互に見透しできるものであること

二 客室が二室以上あるときは同一階層にある客室が

(飲食店の構造設備)

第二十四条 飲食店の構造設備は、第二十一条による外、客室は、土間又は板敷等の一室限りとし、その面積は概ね二十坪未満としなければならない。

(キヤバレー、ダンスホールの構造設備)

第二十五条 キヤバレー及びダンスホールの構造設備は、

第二十一条による外次の各号の条件を備えなければならない。

一坪、ダンスホールにあつては概ね二十坪以上である

こと

一 踊場の有効面積は、キヤバレーにあつては概ね十

坪

二 踊場と区画した客用特別室を設けないこと

(ダンス教授所の構造設備)

第二十六条 ダンス教授所の構造設備は、第二十一条及

び前条第二号による外次の各号の条件を備えなければならない。

一 踊場の有効面積は、概ね十坪以上であること

二 踊場の数は、一室であること。但し、客室が互に

(見透しできるときはこの限りでない。)

(遊技場及び遊戯所の構造設備)

第二十七条 遊技場及び遊戯所の構造設備は、第二十一条による外次の各号の条件を備えなければならない。

一 公衆の自由な出入を妨げるような設備をしないこと

と

二 遊技又は遊戯の方法が他人に危害を及ぼす虞のあるものについては危険防止に充分な設備を設けること

と

三 遊技客又は遊戯客のために便所及び手洗場を設けること

と

四 機械器具の設備は、五寸以上の間隔を保つて備えつけ、通路は五尺以上とすること

(第五章 遵守事項)

第二十八条 営業者並びに管理者は、次の各号を遵守しなければならない。

一 営業名儀を他人にかさないこと

二 営業所に別記第一号様式の従業者名簿を備え付け、

三 就業三日以内に所定事項を記入し、その記入事項に

異動があつたときはすみやかに訂正しておくこと

四 営業所の店頭その他見やすい場所に、別記第二号

様式の標識を掲げること

(営業各関係者の遵守事項)

第二十九条 営業者、管理者又は営業に従事する者は、

次の各号を遵守しなければならない。

一 営業時間は、キヤバレー、ダンスホール、遊技場

及び遊戯所にあつては正午から午後十一時まで、ダ

ンス教授所は正午から午後九時まで、その他の営業

は、午前十時から午後十一時までとすること。但し、

十一 営業所で興行及び興行類似の行為をし又はさせな

いこと。

十二 営業所で興行を求める者があるときは、正当な理由

がなくその客をかくし、又はその取次を拒まないことを

十二 料金その他の代價として客から物品を受け取り又は預り、若しくは質入、売却等のあつ旋をしようとすることは、所轄警察署長に届け出ること

(料理店、カフェー及びキャバレーの遵守事項)

第三十条 料理店、カフェー及びキャバレーの営業者、管理者又は営業に従事する者は、前条各号による外次の各号を遵守しなければならない。

一 客のもとめない飲食物を提供し又はさせないこと

二 売上競争をし又はさせないこと

(ダンスホール及びダンス教授所の遵守事項)

第三十一条 ダンスホール及びダンス教授所の営業者、管理者又は営業に従事する者は、第二十九条による外次の各号を遵守しなければならない。

一 営業所で飲食したり又はさせないこと

二 客に飲食物を提供し又はさせないこと。但し、湯茶の類はこの限りでない。

(ダンス教授所の遵守事項)

第三十二条 ダンス教授所の営業者又は管理者は、第二十九条及び前条による外次の各号を遵守しなければならない。

一 著音機、ピアノ以外の楽器を使わないこと

二 ダンス教師が附添指導しないで客相互にダンスをさせないこと

三 ダンスを教授し又は指導する者は、公安委員会が風俗上支障がないと認める団体の定めた資格条件に適合する者であること

四 営業所内の見やすい場所に教授規則を掲示すること

(遊技場及び遊戯所の遵守事項)

第三十三条 遊技場及び遊戯所の営業者、管理者又は営業に従事する者は、第二十九条による外次の各号を遵守しなければならない。

一 と博、と博類似その他著るしく射こう心をそそるような行爲をし又はさせないこと

二 正当な理由がないのに客の出入又は遊技及び遊戯を拒み又は制限しないこと

三 競技会等を開催するときは、あらかじめ公安委員会の承認を受けること

四 どんな名儀でも二十才未満の者に煙草、酒類その他少年に有害と認められるものを提供しないこと

五 一回の料金及び賞品又は賞品類似物品の最高額は、公安委員会の定める基準を超えないこと

附 則

(組合又は団体の届出)

第三十四条 営業者が組合又は団体を組織したときは、その代表者は、その規約又は定款の写を添え公安委員会に届け出なければならない。

1 この条例は、昭和三十年四月一日から施行する。

2 この条例施行の際現に許可を受けているものは、この条例による許可を受けたものとみなす。但し、賃席として許可を受けているものは、待合の許可を受けたものとみなす。

3 各営業でその営業所の構造設備が第四章各条の規定に適合しないものは、この条例施行の日から六月以内にこの条例で定められた設備を完了し公安委員会の確認を受けなければならない。

九 客に提供する賞品又は賞品類似の物品には別記第三号様式のスタンプ印を通常の商取引に再度使用できまいよう押なづすること

八 客に一たん提供した賞品又は賞品類似の物品は、どんな名儀でもこれを貰い受け、貰い戻し、譲り受け、又は贈与等を受け再度これに使用しないこと

九 客に提供する賞品又は賞品類似の物品には別記第三号様式のスタンプ印を通常の商取引に再度使用できまいよう押なづすること

する。

この条例は、昭和三十年四月一日から施行する。

備の増築 改築 又は変更

五の次に五の二として次のように加える。

(王突場　おあじやん屋　はぢんこ屋　その他設備を設けて客に射こう、心をそそる虞のある遊技又は遊戯をさせる営業)」に改め、

「五風俗営業取締法第一条第三号の営業」

を設けて客に射撃心をそそる處のある遊技をさせる
營業)」を

(五) 次の如きは、まことに

詞林典故

別表中

鳥取県条例第五号

鳥取県知事
遠

茂

鳥取県条例第五号

鳥取県知事 遠

茂

備考 従業の種別欄には仲居、女給、料理人、雇人等を記入のこと。

另譜第二号模五

備考

—

○センチメートル、幅一〇センチメートルとする

一
營業

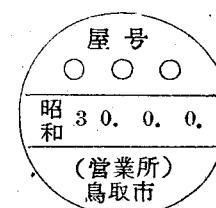
遊技場等具体的に標示すること。

警察保安關係許可手數料条例の一部を改正する条例を
こに公布する。

鳥取県知事

鳥取県知事遠

茂



2 この条例施行の際現に第二条の規定による定数をこえる員数の職員は、昭和三十一年三月三十一日までの間定数外として置くことができる。

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年三月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第六号

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部局設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「次の六部を置く。」を「知事公室及び次の五部を置く。」に、「民生部」を「民生労働部」に改め、「農林部」を削る。

第二条 知事公室においては、左に掲げる事務をつかさどる。

第一条の次に次の一条を加える。
第二条 知事公室においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 重要施策の企画及び県行政の総合調整に關する事項
二 広報に關する事項
三 觀光に關する事項
四 公室及び他部に改め、同条を第三条とする。
五 労働に關する事項
六 第三条を第五条とする。

第三条中「民生部」を「民生労働部」に改め、第二号の次に次の二号を加える。

四 物資の配給及び物価の統制に關する事項
五 計量及び高圧ガス等の取締に關する事項

第六条中「農林部」を「經濟部」に、「農業、」を「農業、工業、商業、」に改め、第四号を削り、第三号の次に次の二号を加える。

四 物資の配給及び物価の統制に關する事項
五 計量及び高圧ガス等の取締に關する事項

附 則

この条例は、昭和三十年四月一日から施行する。

鳥取県地方事務所設置に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年三月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第七号

鳥取県地方事務所設置に關する条例の一部

を改正する条例

鳥取県地方事務所設置に關する条例(昭和二十七年四月別表中「鳥取市」東部地方事務所一岩美郡、八頭郡、氣高郡)を削る。

附 則

この条例は、昭和三十年五月一日から施行する。

鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例をここに公布する。

昭和三十年三月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

茂

鳥取県条例第八号

鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例

(設置)

第一条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)

第十三条第一項の規定に基き、福祉地区を設け、当該地区を所管区域とする福祉に關する事務所(以下「福祉事務所」という。)を設置する。

(名称、位置及び区域)

第二条 福祉地区の名称及び区域並びに福祉事務所の名称及び位置は、別表のとおりとする。
(定数)

第三条 福祉事務所の職員の定数は、知事が別に定める。

(委任)

第四条 この条例の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、昭和三十年五月一日から施行する。

15	スクリーン機	一時間につき	五十円
13	工場の設計若しくは発明に關する明細書、又は設計表の作製	一件につき百円以上二千円以下	五十円以上千円以下
14	艶出機	一時間につき百円(亞鉛板を持參したときは五十円)	五十円以上百円以下
11	織物原料又は原糸の加工調製	一件につき	五十円
10	染料、糊料その他薬剤の試験、検定又は鑑定	一件につき	五百円
9	織維品の検定又は鑑定	一件につき	三百円
8	醤油の分析	一件につき	二十円
7	醸造用水の検定	一件につき	二十円
6	酒類の分析	一件につき	十円
28	力織機(ドビー付又はジャガート付を含む)	一時間につき	三十円以上五十円以下
29	精紡機(カードコンデンサー)一時間につき	一時間につき	三十円以上百円以下
30	前切機	一時間につき	五十円

福社地区	地	区	名	称	位	置
東部福祉地区	岩美郡、八頭郡、氣高郡	所	東部福祉事務	鳥取市	する福社事務所	上記福社地区を所管

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例をここに公布する。

昭和三十年三月二十八日
鳥取県知事 遠藤茂

鳥取県条例第九号

(総則)
鳥取県工業試験場において試験、検定、分析、鑑定若しくは各種証明書の交付を受け、又はその設備を使用する者は、この条例の定めるところにより使用料又は手数料を納付しなければならない。
(使用料及び手数料の額)

第二条 使用料及び手数料の額は別表のとおりとする。

別表						
この条例は、昭和三十年四月一日から施行する。 (委任)						
1	定性分析	一成分につき	三十円	但し一成分を増すごとに二十円を加える。	百円	定量分析 一成分につき
2	試験又は研究	一件につき五十円以上千円以下	十円	但し一成分を増すごとに七十円を加える。	三十円	紙の検定又は鑑定 一件につき
3	倒焰式石炭窯	一回につき	五百円	但し一成分を増すごとに三十円を加える。	三十円	窯業原料の検定又は鑑定 一件につき
4	乾燥器	一時間につき	三十円	但し一成分を増すごとに二十円を加える。	二十円	ビーター機 一時間につき
5	電気爐	一時間につき	三百円	但し一成分を増すごとに二十円を加える。	二十円	ロクミル 一時間につき
6	登窯	一回につき	三百円	但し一成分を増すごとに二十円を加える。	二十円	ロクロ 一時間につき
7	土練機	一時間につき	五十円	但し一成分を増すごとに二十円を加える。	二十円	スタンパー 一時間につき
8	電気爐	一時間につき	三百円	但し一成分を増すごとに二十円を加える。	二十円	ボットミル 一時間につき
9	土練機	一時間につき	五十円	但し一成分を増すごとに二十円を加える。	二十円	ロクミル 一時間につき
10	電気爐	一時間につき	三百円	但し一成分を増すごとに二十円を加える。	二十円	ロクロ 一時間につき
11	土練機	一時間につき	五十円	但し一成分を増すごとに二十円を加える。	二十円	準備機(操糸糊附等)一時間につき
12	図案の調整	四ツ切一枚につき	三十円以上五十円以下	但し一成分を増すごとに二十円を加える。	二十円	整経機 一回につき 五十円以上百五十円以下
13	工場の設計若しくは発明に關する明細書、又は設計表の作製	一件につき百円以上二千円以下	五十円以上千円以下	但し一成分を増すごとに二十円を加える。	二十円	リング撲糸機 一時間につき
14	艶出機	一時間につき百円(亞鉛板を持參したときは五十円)	五十円以上百円以下	但し一成分を増すごとに二十円を加える。	二十円	力織機(ドビー付又はジャガート付を含む)一時間につき

(使用料及び手数料の減免)

第三条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料又は手数料を減免することができる。

第四条 既に納付した使用料又は手数料は、還付しない。

第一条中「種付（人工授精を含む以下同じ。）」を「種付」に改める。

第三条中「毎年三月末日及び八月末日」を「毎年三月末日」に改める。

第五条第二項中「毎年四月及び九月」を「毎年四月」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二「検査に合格した種牡畜のうち豚は、日本種豚登録協会の種豚体格審査標準、綿羊は、日本綿羊登録協会の日本コリザール種綿羊審査標準、山羊は、日本山羊登録協会の日本ザーネン種山羊審査標準により審査を行い次の三級に分ける。

一、一級 各家畜体格審査標準により七十三点以上得点したもの

表

第三号様式	
名号	種類
生年月日	種牡畜（　　）證明書
産地	
血統 父 母	号（種）
等級	有効区域 鳥取県

右は、種牡畜検査条例第五条の規定による検査に合格した種牡畜であることを証明する。

一二二級 各家畜体格審査標準により七十三点以上得点したもの

31 染色設備 一日につき 四十円以上百円以下
二 手数料 各種証明書 一通につき 五十円

鳥取県通信教育受講料徵收条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年三月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

改める。

この条例は、昭和三十年四月一日から施行する。

鳥取県条例第十号

鳥取県通信教育受講料徵收条例の一部を改正する条例

鳥取県通信教育受講料徵收条例（昭和二十三年六月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

鳥取県条例第十一号

鳥取県種牡畜検査条例の一部を改正する条例

昭和三十年三月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

附 則

農業經濟	保 健	四	二百円
體育		三	三百円
		単位（一年）につき	二百円
		二単位（二年）につき	二百円

二単位（三年）につき
二百円

別表中

「保 健
二
二百円」を

裏

檢 查 年 月 日	有 效 期 間	檢 查 委 員 氏 名 印	
移 動 年 月 日	飼 養 者 住 所	氏 名	發 行 者 証 印

附
則

この条例は昭和三十年四月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物誌

卷之三

發行者 烏鳥
印刷所 烏取市東町
取縣印刷所